

千葉県大規模小売店舗立地法施行要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に関わる本市の事務処理手続きについて、明確化を図るため定めるものとする。

(出店準備計画書及び事前協議)

第2条 法第5条第1項又は法第6条第2項の届出を行う者から千葉県大規模小売店舗立地法施行要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項の規定による出店準備計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）の提出を受けたときは、計画書を速やかに次の各号に掲げる構成員に送付するものとする。

- (1) 千葉県大規模小売店舗立地法に関する連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）
- (2) 千葉県大規模小売店舗立地法に関する交通専門部会（以下「交通専門部会」という。）
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）

2 届出者は、計画書提出後、関係課及び関係機関と協議するものとする。

3 届出者は、関係課及び関係機関と協議を行ったときは、協議の議事録を提出するものとする。

4 議事録を取りまとめ後、交通専門部会を開催し、交通に係る意見を取りまとめるものとする。

5 交通に係る意見を取りまとめ後、事前協議の内容及び問題点を取りまとめ、幹事会を開催し報告するものとする。

6 幹事会開催後、事前協議終了及び問題点等を第1項各号の委員に通知するほか、届出者に事前協議結果通知書（様式第23号）で通知するものとする。

(大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第3条 法第5条第1項又は法第6条第2項の規定による届出があった場合、届出書を幹事会及び交通専門部会の委員に送付するものとする。

2 広域案件の場合には、前項の送付先に加え、千葉県及び当該市町村に送付するものとする。

3 要綱第2条第2項の規定による計画書の提出を受けた届出（以下「計画書の提出を受けた届出」という。）があった場合には、前2項の送付先に加え、審議会の委員に送付するものとする。

(軽微な変更の承認)

第4条 軽微な変更の承認については、必要に応じて幹事会及び交通専門部会を開催し、その可否を決定するものとする。

(説明会の開催)

第5条 説明会の日時及び場所を決めるに際し、当該大規模小売店舗の敷地の境界から1 kmの区域の町内自治会等の意見を聴くよう説明会開催者に助言するものとする。

(説明会を開催する必要がないと認める場合)

第6条 大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号)第11条第2項に規定する説明会不要の可否については、必要に応じて幹事会を開催し決定するものとする。

(説明会の公告方法等)

第7条 要綱第8条第3項6号の開店時刻及び閉店時刻は、届出された小売店舗の最も早い開店時刻、最も遅い閉店時刻とする。

2 要綱第8条第4項の標識は、大規模小売店舗の敷地が道路に接する部分(敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分)に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1 mとなるよう設置するものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第8条 説明会開催不能報告書(様式第9号)を受理したときは、その当否については、必要に応じて幹事会を開催し決定するものとする。

(説明会実施状況報告書)

第9条 説明会実施報告書(様式第11号)を受理したときは、幹事会及び交通専門部会の委員にその写しを送付するものとする。

2 計画書の提出を受けた届出があった場合には、前項の送付先に加え、審議会の委員に送付するものとする。

(法第8条第2項の意見書)

第10条 法第8条第2項の意見書を受理したときは、幹事会及び交通専門部会の委員にその写しを送付するものとする。

2 計画書の提出を受けた届出があった場合には、前項の送付先に加え、審議会の委員に送付するものとする。

(市の意見)

- 第11条 要綱第2条第2項の規定による計画書の提出を要さない届出については、市の意見を策定するに当たり、法第8条第2項の意見書の概要の公告、縦覧期間が経過後、速やかに幹事会、交通専門部会を開催し、市の意見の有無を決定するものとする。ただし、幹事会、交通専門部会で法第8条第4項の「市の意見」を「意見あり」とする場合は、連絡会議、審議会を開催し、市の意見を決定するものとする。
- 2 計画書の提出を受けた届出があった場合においては、市の意見を策定するに当たり、法第8条第2項の意見書の概要の公告、縦覧期間が経過後、速やかに連絡会議、幹事会、交通専門部会、審議会を開催し、市の意見を決定するものとする。ただし、幹事会、審議会で意見を有しない場合は、法第8条第4項の「市の意見」を「意見なし」と決定し、連絡会議を省略できるものとする。
- 3 第1項本文の規定により市の意見を決定した場合は、幹事会及び交通専門部会の委員に意見の写しを送付する。ただし、同項ただし書により、市の意見を決定した場合は、幹事会、交通専門部会及び審議会の委員に意見の写しを送付するものとする。
- 4 第2項本文の規定により市の意見を決定した場合は、幹事会、交通専門部会及び審議会の委員に意見の写しを送付するものとする。

(市の意見に対する届出事項の変更に係る事前協議)

- 第12条 要綱第13条の規定により提出された届出事項変更協議書(様式第14号)及び添付書類は、第2条第1項各号の委員に送付するものとする。

(法第8条第7項に基づく届出又は通知)

- 第13条 法第8条第7項に基づく届出又は届出事項を変更しない旨の通知書(様式第16号)を受理したときは、その写しを第2条第1項各号の委員に送付するものとする。

(勧告及び不勧告)

- 第14条 法第8条第7項に基づく届出又は通知があった場合は、勧告の有無について、連絡会議、幹事会、交通専門部会、審議会を開催し、決定するものとする。

(市の勧告に対する届出事項の変更に係る説明書の送付)

- 第15条 連絡会議、幹事会、交通専門部会を開催し、公表の有無について決定するものとする。

(公表)

- 第16条 公表を行う場合は、連絡会議構成員、幹事会構成員、交通専門部会構成員、審

議会構成員へ報告するものとする。

(標準処理期間)

第17条 標準処理期間は、以下のとおりとする。

- (1) 事前協議 2か月
- (2) 軽微な変更の承認 1か月
- (3) 説明会を開催する必要がない旨の承認 1か月
- (4) 説明会を開催することができない旨の承認 1か月

(諸様式)

第18条 要綱及び要領に規定する計画書その他様式は、別表に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

様式番号	様式の種類	要綱・要領様式条項
様式第1号	出店準備計画書	要綱第2条第2項
様式第2号	軽微変更適用申請書	要綱第4条第1項
様式第3号	軽微変更適用承認（不承認）通知書	要綱第4条第2項
様式第4号	説明会開催計画書	要綱第5条第2項
様式第5号	説明会開催回数指示書	要綱第6条第2項
様式第6号	説明会開催免除適用申請書	要綱第7条第1項
様式第7号	説明会開催免除承認（不承認）通知書	要綱第7条第2項
様式第8号	公告する事項を表示した標識	要綱第8条第3項
様式第9号	説明会開催不能報告書	要綱第9条第1項
様式第10号	説明会開催不能承認（不承認）通知書	要綱第9条第2項
様式第11号	説明会実施状況報告書	要綱第10条
様式第12号	大規模小売店舗の届出に関する意見（通知）	要綱第12条第3項
様式第13号	大規模小売店舗の届出に関する意見について（通知）	要綱第12条第3項
様式第14号	届出事項変更協議書	要綱第13条第2項
様式第15号	添付書類記載事項変更届出書	要綱第14条
様式第16号	届出事項を変更しない旨の通知書	要綱第15条
様式第17号	大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）	要綱第16条第2項
様式第18号	大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）	要綱第16条第3項
様式第19号	勧告事項変更協議書	要綱第17条第2項
様式第20号	添付書類記載事項変更届出書	要綱第19条
様式第21号	大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）	要綱第20条
様式第22号	大規模小売店舗の新設（変更）報告書	要綱第21条
様式第23号	事前協議結果通知書	要領第2条第6項